

一部の利用者に対する川崎市公共施設利用予約システムの利用停止について

川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）の利用者登録において、事実とは異なる「市内在勤」登録の疑いがある利用者に対して、ふれあいネットの利用を停止する措置をとりましたのでお知らせします。

1 概要

実際には勤務していない市内企業名義の在勤証明書を用いて「市内在勤」と偽り、事実とは異なる「市内在勤」登録が確認された利用者及びその疑いのある利用者743人に対して、令和3年6月25日にふれあいネットの利用を停止する措置を取ったところですが、この度、同様の事案が新たに判明しました。

このため、令和3年9月1日から、「市内在勤」登録者のうち、事実とは異なる「市内在勤」登録が確認された利用者及びその疑いがある利用者に対して、ふれあいネットの利用を停止しました。

2 利用停止の対象者数

165人（在勤証明書発行企業：5社）

3 今後の対応

利用停止対象者から、登録要件を確実に確認できる書類（当該企業名義の在勤証明書を除く）の提出があるまで、ふれあいネットの利用停止を継続します。

※市内登録

ふれあいネットの利用者登録には、市内在住・在勤・在学の方が登録可能な「市内登録」と、それ以外の方の「市外登録」があります。

市内登録の利用者は、施設利用の抽選に申し込むことができますが、市外登録の利用者は抽選には申し込めず、抽選終了後にまだ空きのある施設のみ予約可能となっています。

【問合せ】

川崎市市民文化局市民生活部企画課 長沼
電話 044-200-2246